大阪市立大学の派遣職員等の就業に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 12 条の規定に基づき、本法人に派遣され大阪市立大学に勤務する派遣職員等の就業の取扱いを定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　本法人　　公立大学法人大阪をいう。

(2)　他の法人　　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他法律の規定により設立される法人のうち、本法人以外のものをいう。

(3)　他法人等　　国、地方公共団体又は他の法人をいう。

(4)　在籍派遣等　　就業規則第 12 条の規定による在籍派遣等をいう。

(5)　公益的法人等派遣法　　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）をいう。

(6)　公益的派遣　　公益的法人等派遣法第２条の規定による派遣をいう。

(7)　派遣職員等　　就業規則第 12 条の規定により教職員となったものをいう。

(8)　大阪市派遣職員　　公益的法人等派遣法に基づき大阪市から本法人に派遣された職員をいう。

(9)　他法人在籍派遣職員　　派遣職員等のうち大阪市派遣職員を除くものをいう。

(10)　派遣等協定　　公益的法人等派遣法第２条による取決め、その他本法人と他法人等の間で締結される在籍派遣等にかかる取決めをいう。

(11)　勤務時間等規程　　公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。

(12)　給与規程　　公立大学法人大阪教職員給与規程をいう。

(13)　管理職員給与規程　　公立大学法人大阪管理職員給与規程をいう。

(14)　昇給等規程　　公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程をいう。

(15)　期末勤勉規程　　公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程をいう。

(16)　退職手当規程　　公立大学法人大阪教職員退職手当規程をいう。

（派遣期間）

第３条　大阪市派遣職員の派遣期間は、公益的法人等派遣法及び同法に基づく条例の規定によるものとする。

２　大阪市派遣職員が次の各号に該当するときは、本法人の教職員としての身分を失うものとする。

(1)　派遣期間が終了し、引き続いて公益的派遣がなされなかったとき

(2)　前号のほか、公益的法人等派遣法、同法に基づく条例又は派遣等協定の定めるところにより公益的派遣が終了したとき

３　他法人在籍派遣職員の派遣期間は、３年を超えない範囲内において個別に定めるものとする。

４　他法人在籍派遣職員が次の各号に該当するときは、本法人の教職員としての身分を失うものとする。

(1)　派遣期間が終了し、引き続いて在籍派遣等がなされなかったとき

(2)　前号のほか、法令又は派遣等協定の定めるところにより在籍派遣等が終了したとき

５　派遣職員等については、就業規則第４条から第６条まで、第９条及び第 10 条の規定は適用しない。

（大阪市派遣職員に対する就業規則等の適用にかかる技術的読み替え）

第４条　大阪市派遣職員に対する就業規則の適用については、同規則第 47 条第４項第４号中「地方独立行政法人法第 59 条第２項の規定又は人事交流等により大阪府職員又は大阪市職員から引き続き本法人の教職員となった場合」とあるのは「公益的派遣により本法人の教職員となった場合」とする。

２　大阪市派遣職員に対する勤務時間等規程の適用については、同規程第 27 条第１項第 32 号中「勤続」とあるのは「大阪市において勤続」と、同規程第 20 条第３項第２号中「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第２項の規定又は人事交流等により大阪府若しくは大阪市の職員又は国の職員から引き続き本法人の教職員となった場合」とあるのは「公益的派遣により本法人の教職員となった場合」とする。

３　大阪市派遣職員に対する昇給等規程の適用については、同規程第６条第２号中「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の役職員を含む。以下同じ。」から引き続き教職員となった者」とあるのは「公益的派遣により本法人の教職員となった者」と、同規程第 12 条中「次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて教職員となった者」とあるのは「公益的派遣により本法人の教職員となった者」とする。

（他法人在籍派遣職員に対する初任給等の基準の特例）

第５条　他法人在籍派遣職員の職務の級の決定にあたって、理事長が特に必要と認める場合は、昇給等規程第６条及び第７条の規定にかかわらず、その者の職務に応じて決定することができる。

２　他法人在籍派遣職員の初任給の決定にあたって、理事長が特に必要と認める場合は、昇給等規程の規定にかかわらず、他法人在籍派遣職員となった日の前日に他法人において

受けていた給料（他の名称の給与であって本法人における給料に相当するものを含む。）の月額を基準とし、他の教職員等の均衡を考慮して調整した額とすることができる。

（他法人等から給与が支給される場合の本法人の給与）

第６条　他法人等から給与の一部又は全部が支給されることとなる派遣職員等に対しては、前条第２項、給与規程及び管理職員給与規程の規定にかかわらず、その者がこれらの規定により受けるべき給与の額から、他法人等から支給される給与の額の範囲内の額を減じて得られる額を支給する。

（月の途中に在籍派遣等を開始し、終了した場合における給与の日割計算）

第７条　月の途中において、派遣職員等となったときは、給与規程及び管理職員給与規程の規定にかかわらず、その月において支給する給料、管理職手当、初任給調整手当、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び基本年俸月割額は、その月の現日数から所定の休日（勤務時間等規程に規定する休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算した額とする。

２　派遣職員等が月の途中において、在籍派遣等の終了に伴って本法人の教職員の身分を失ったときは、給与規程及び管理職員給与規程の規定にかかわらず、その月において支給する給料、管理職手当、初任給調整手当、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び基本年俸月割額は、その月の現日数から所定の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算した額とする。

（期末手当及び勤勉手当の通算）

第８条　派遣職員等に対する期末手当及び勤勉手当の計算にあたっては、期末勤勉規程第５条第１項及び第 10 条のとおり取り扱う。

（退職手当の不支給）

第９条　派遣職員等が在籍派遣等の終了に伴って本法人の教職員の身分を失ったときは、本法人からは退職手当を支給しない。

（業務災害死亡等により在籍派遣等が終了した場合の退職手当の支給）

第 10 条　派遣職員等が本法人の業務上の災害又は通勤上の災害に起因して死亡し、若しくは傷病により在籍派遣等が終了し、他法人等を退職することとなった場合において、他法人等においてはこれらの災害に起因して退職となった場合に支給されるべき退職手当の額（以下「業務上死亡等の退職手当額」という。）を受けることができないときは、前条及び退職手当規程の規定にかかわらず、業務上死亡等の退職手当額から現に他法人等から受けることができた退職手当の額を減じて得られる額を、本法人の退職手当として支給することができる。

（災害補償における平均給与額の算定）

第 11 条　第６条の規定の適用を受ける派遣職員等の地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第２条第４項に規定する平均給与額の計算にあたって、同項の「その職員に対して支払われた給与の総額」とは、派遣職員等に対して本法人等から支給される給与の

総額に他法人等から支給される給与の総額を合計した額とする。

（派遣協定への適合措置）

第12条　第４条から前条まで､並びに就業規則及びこれに基づく規程に定める労働条件が、公益的法人等派遣法第２条による取決めによる労働条件を下回る場合においては、理事長は、当該取決めに適合するように労働条件を調整することができる。

附　則

この規程は、令和元年11月１日から施行し、平成31年４月１日から適用する。